様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　2025年 2月 28日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）つむら  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ツムラ  （ふりがな）かとうてるかず  （法人の場合）代表者の氏名 　加藤 照和  住所　〒107-8521 東京都港区赤坂二丁目17番11号  法人番号　1010401069161  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | INTEGRATED REPORT 2024 （統合報告書） | | 公表日 | 2024年 9月 30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://www.tsumura.co.jp/assets/pdf/ir/library/integrated-report/report-2024\_view.pdf  記載ページ：P.53-P.68 | | 記載内容抜粋 | 長期経営ビジョン「TSUMURA VISION “Cho-WA” 2031」として  ・Personalized Health Care（一人ひとりに合ったヘルスケア提案）  ・Pre-symptomatic Disease and Science（“未病”の科学化）  ・Potential-Abilities Development（潜在能力開発）  を公表している。  第1期中期経営計画 5つの戦略課題として  ①医師一人ひとりにあった漢方ソリューションの提供による漢方市場の継続的拡大、②KAMPOmicsによる漢方のエビデンス構築と未病の科学化の推進、③中国における生薬・飲片の売上拡大と中成薬事業への参入、④漢方バリューチェーン改革に向けたIT 基盤刷新と生薬選別、製造工程におけるAI・ロボット活用の推進、⑤組織資本・人的資本による価値の創造と働きがい改革の推進 を公表している。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記内容は取締役会で承認された方針に基づいて作成されたもので情報開示委員会にて審議され発行されている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. INTEGRATED REPORT 2024 （統合報告書） 2. 中期経営計画（2022～2024年度） | | 公表日 | 1. 2024年 9月 30日 2. 2022年 5月 10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 公表方法：当社ホームページに掲載 2. 公表方法：当社ホームページに掲載 3. 公表場所：<https://www.tsumura.co.jp/assets/pdf/ir/library/integrated-report/report-2024_view.pdf> 4. 公表場所： <https://www.tsumura.co.jp/assets/pdf/ir/management/plan/plan20220510_02.pdf> 5. 記載ページ：P.63-P.64 6. 記載ページ：P.2. | | 記載内容抜粋 | 戦略課題として「漢方バリューチェーン改革に向けたIT基盤刷新と生薬選別、製造工程におけるAI・ロボット活用の推進」を公表 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記内容は取締役会で承認された方針に基づいて作成されたもので情報開示委員会にて審議され発行されている。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | INTEGRATED REPORT 2024 （統合報告書）  記載ページ：P.64、P.67 | | 記載内容抜粋 | 2022年度10月発足のDX推進チームとしての活動も継続しており、「安定供給」「製品価値向上」「ローコストオペレーション」に対する取り組みを実施し、DXとは異なる専門性・能力を有する社内外の人財からもアイデア頂きながら推進。  人材育成・確保に関する事項として、全社員がデジタルリテラシーを習得し、社内のDX化による生産性向上を円滑に進める目的で、2023年度よりデジタルリテラシーを高めるリスキルの取り組みをスタートしました。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 中期経営計画（2022～2024年度）  記載ページ：P.2. | | 記載内容抜粋 | 将来に向けた成長投資として、第 1 期中期経営計画では、将来の成長（事業規模の拡大）に向けて、生産能力の増強および自働化・DX 化への先行投資をいたします。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 中期経営計画（2022～2024年度） | | 公表日 | 2022年 5月 10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：  https://www.tsumura.co.jp/assets/pdf/ir/management/plan/plan20220510\_02.pdf  記載ページ：P.3 | | 記載内容抜粋 | 「漢方バリューチェーン改革に向けた IT 基盤刷新と生薬選別、製造工程における AI・ロボット活用の推進」として、「先進技術による設備の自動化」「データ有効活用による新たな生産システム構築のためのデータ収集とデータの見える化」「価値創造業務への転換に向けた省力化」「作業負荷の軽減」を実施し、労働生産性を  20%向上させる（対 2021 年度） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年9月30日 | | 発信方法 | 当社ホームページに掲載　INTEGRATED REPORT 2024 （統合報告書）  <https://www.tsumura.co.jp/assets/pdf/ir/library/integrated-report/report-2024_view.pdf>　　P.7 | | 発信内容 | 私たちのコアコンピタンスに「証の科学化」や「漢方の自動問診」といった最新のデジタル技術を適用することで、「誰一人取り残さない」漢方治療の実現を目指しています。  少ない労働量でも成果を生み出せる企業体質への転換を図るため、デジタル・ロボット技術を用いた自働化投資などを着実に進めています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　11月頃　～　　　2025年1月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」に自己診断結果を記入したものを提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2007年　10月頃　～　　　実施中 | | 実施内容 | 社内規定として「情報セキュリティ管理規程」「情報セキュリティ対策基準」を策定し運用中。  具体的なセキュリティ教育として、標的型メールの訓練を実施し、セキュリティ施策としてXDR製品の導入にて強化中である。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。